

総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和3年11月25日(木曜日)
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 0分 開議
午前10時22分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

(第4回定例会提出予定案件)

- ① いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関することについて (政策企画課)
- ② 茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止に関することについて (政策企画課)
- ③ 水戸市定住自立圏形成協定の締結等に係る議会の議決に関することについて (政策企画課)
- ④ 水戸市手数料に関することについて (財政課)
- ⑤ 水戸市市民センターに関することについて (市民生活課)
- ⑥ 指定管理者の指定に関することについて(水戸市民会館) (新市民会館整備課)
- ⑦ 指定管理者の指定に関することについて(水戸市下入野健康増進センター) (体育施設整備課)

2 出席委員(6名)

委員長	高倉富士男君	副委員長	佐藤昭雄君
委員	田中真己君	委員	大津亮一君
委員	栗原文隆君	委員	福島辰三君

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田尻充君		
市長公室長	小田木健治君	秘書課長	篠原芳之君
政策企画課長	宮川孝光君	交通政策課長	川上悟君
情報政策課長	北條佳孝君	みとの魅力発信課長	出沼大君
総務部長	園部孝雄君	総務法制課長	上垣外泰之君
行政経営課長	熊田泰瑞君	人事課長	安里裕行君
財産活用課長	谷津茂男君	市民課長	渡邊徳子君
財務部長	白田敏範君	税務事務所長	川津英臣君

財務部参事兼 財政課長	梅 澤 正 樹 君	税務事務所 参事兼 市民税課長	佐々木 信 也 君
契約検査課長	鈴木 和 男 君	資産税課長	浅野 一 志 君
収 税 課 長	高 安 正 紀 君		
市民協働部長	川 上 幸 一 君	市民協働部 副 部 長	小 嶋 いつみ 君
市民協働部 技 監	太 田 達 彦 君	市民協働部 参事兼 市民生活課長	白 石 嘉 亮 君
市民協働部 参事兼 スポーツ課長	柏 直 樹 君	市民協働部 技 監 兼 体育施設整備 課 長	青 山 和 夫 君
防災・危機 管 理 課 長	小 林 良 導 君	生活安全課長	村 沢 晶 弘 君
文化交流課長	沼 田 誠 君	新市民会館 整 備 課 長	須 藤 文 彦 君
男女平等 参 画 課 長	石 塚 美 也 君		
生活環境部長	佐 藤 則 行 君	環境保全課長	柴 崎 美 博 君
衛生事業課長	黒 澤 純 一 郎 君	ごみ減量課長	栗 原 千 尋 君
廃棄物対策 課 長	亀 井 俊 道 君	清掃事務所長	武 田 和 馬 君
会計管理者兼 会 計 課 長	小 田 木 義 弘 君		
選挙管理委員会 事 務 局 長	外 岡 淳 一 君		
監 査 委 員 事 務 局 長	和 田 隆 君	監 査 委 員 事 務 局 次 長	永 井 誠 一 君
議会事務局 次 長 兼 総 務 課 長	天 野 純 一 君	議 事 課 長	大 嶋 実 君

6 事務局職員出席者

議 事 係 長	武 井 俊 夫 君	書 記	武 田 侑 未 子 君
---------	-----------	-----	-------------

午前10時 0分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

それでは、報告事項の説明を行います。

本日の報告事項は7件でございますが、これらの案件につきましては、いずれも第4回定例会に提出が予定されている案件でございますので、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思っておりますので御了承を願います。

それでは初めに、(1)のいばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関することについてでございますが、(2)の茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止に関することについて及び(3)の水戸市定住自立圏形成協定の締結等に係る議会の議決に関することについてにつきましては関連がございますので、これらの案件について、一括して説明を求めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、執行部から説明を願います。

宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関することについて、提出資料に基づいて御説明いたします。

1の提案理由でございますが、県央地域において、水戸市と笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村との間で、いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約を1対1で締結するものでございます。

2の連携協約に規定する主な事項でございますが、(1)目的として、圏域全体の経済成長の牽引等に係る取組を実施することにより、活力ある社会経済を維持し、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる圏域を形成することを定めております。

また、(2)基本方針として、目的達成のため、取組において相互に役割を分担して連携を図るものとしております。

(3)の連携する取組でございます。

3つの柱の1つ目、アの地域経済の活性化でございますが、企業や産業の育成・支援、地域資源を活用した産業振興、戦略的な観光施策。

そして、2つ目のイの都市機能の向上につきましては、高度な医療サービスの提供、広域的公共交通ネットワークの構築、高等教育の環境整備、高度なICT環境の整備。

3つ目の生活環境の充実につきましては、さらに3つの区分に分け、aの生活機能の強化に係る政策分野では、地域医療、福祉、教育・文化・スポーツ、地域振興、災害対策、環境。次ページをお開きください。

bの結びつきやネットワークの強化に係る政策分野では、地域公共交通、移住・定住促進。cの圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野では、人材の育成としてございます。

これらの分野で連携を進めていくものでございます。

なお、市町村により連携する事業が一部異なるものがあり、それにあわせて、一部協約の記載が異なっております。

ここで5ページをお開きください。

こちらは協約書(案)の別表となりますが、連携する取組について記載しているものでございます。一部協約が異なる箇所につきましては2つございます。

まず、6ページをお開きください。

3、生活環境の充実の(1)生活機能の強化に係る政策分野の表の地域医療につきましては、こちら1段目と2段目で2段にわたって記載させていただいております。初期救急医療提供体制の維持・確保の事業について、連携する市との協約においては上段の記載のとおりで、初期救急医療提供体制の維持・確保を記載し、連携しない市との協約においては下段のとおり、その記載を抜いてございます。

続きまして、7ページでございます。

中段の(2)結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の表の2段目と3段目の移住・定住促進につきましては、地域おこし協力隊活動の活性化について、連携する市との協約においては上段の記載のとおりで、地域おこし協力隊の活性化を記載し、連携しない市との協約においては下段のとおり、その記載を抜いてございます。

2ページにお戻りください。

3の連携協約の締結時期については、令和4年2月を予定しております。

3ページからは別紙として協約書の案を、8ページには連携協約に係る地方自治法の抜粋を記載しております。

また、資料②といたしまして、いばらき県央地域連携中枢都市圏ビジョン概要版を提出しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

次に、茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止に関することについて、提出資料に基づいて御説明いたします。

1の提案理由でございますが、これまで定住促進や圏域全体の活性化を図ることを目的に、水戸市と8市町村との間で、平成28年7月に茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定を締結し、広域連携事業を推進してまいりました。今後、より広い分野での連携が可能になる連携中枢都市圏へ移行するため、定住自立圏の形成に関する協定を廃止するものでございます。

2の廃止する協定でございますが、これらの協定はそれぞれの市町村と1対1で締結しておりまして、(1)茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定書(水戸市・笠間市)ほか7件でございます。

3の協定の廃止日でございますが、令和4年3月31日でございます。

2ページには、水戸市定住自立圏形成協定の締結等に係る議会の議決に関する条例の抜粋を記載しておりますので、後ほど御参照ください。

次に、水戸市定住自立圏形成協定の締結等に係る議会の議決に関することについて、提出資料に基づいて御説明いたします。

1の廃止理由でございますが、これまで水戸市と8市町村との間で、茨城県中央地域定住自立圏の形成の協定を締結し、広域連携事業を進めてきましたが、今後、より広い分野での連携が可能となる連携中枢都市圏へ移行するため、定住自立圏形成協定の締結等に係る議会の議決について定めた条例を廃止するものでございます。

2の施行期日でございますが、令和4年4月1日でございます。

2ページに、水戸市定住自立圏形成協定の締結等に係る議会の議決に関する条例の抜粋を示してございますので、後ほど御参照願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、(4)の……

福島委員。

○福島委員 結局は、各市町村で別々に出るんだけど、この条例は何件出るの、12月の定住自立圏、この新しい連携中枢都市圏と。だから、契約であれば7件あるし、廃止も出れば8件あるし、それはきちんと言うておかないと、一番、何を出すんだか、何件出すんだかも知らせないってあんめい。何件出るの。

○宮川政策企画課長 説明が漏れておりまして申し訳ございませんでした。

(1)のいばらき県中央地域連携中枢都市圏の形成に関することにつきまして、協約を8件予定してございます。

○福島委員 定住自立圏の廃止の案件は出ないの。

○宮川政策企画課長 (2)につきまして、茨城県中央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止の部分でございますが、こちらの協定の廃止については8件です。

○福島委員 協約は何件。新たな連携中枢都市圏の問題は各都市と1対1でやるわけでしょう。

○宮川政策企画課長 そちらは1対1になりますので、水戸市を含めて9市町村ですので8件になります。そして、定住自立圏の協定の廃止につきましても8件になります。

○福島委員 16件だよ。

○宮川政策企画課長 あわせまして、(3)の水戸市定住自立圏形成協定の締結等に係る議会の議決に関する条例がございまして、こちらを廃止することになりまして、こちらの条例の廃止で1件、合計17件です。

○福島委員 17。

○宮川政策企画課長 8件の協約の締結、8件の協定の廃止、そして、条例廃止が1件になります。

○福島委員 委員長、議会に出すのには、条例というのは議会の議決を要するものなんだから、これは、それは何々案件の名前ぐらいは17件出さなきゃ。何が出てくるんだか、質問しなきゃ分からないってあんめいよ。きちんとやってくれよ。まあいいです。

○高倉委員長 次に、(4)の水戸市手数料に関することについて、執行部から説明願います。

梅澤参事兼財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 それでは、水戸市手数料に関することにつきまして、提出いたしました資料を基に説明をいたします。

1の改正理由でございます。長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する

る法律、この2つの法改正に伴いまして、本市が受領している長期優良住宅建築等計画認定申請手数料、これに係る規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容は3点ございます。

1点目は、事務の根拠条項に法の第5条第4項及び第5項を追加するものであります。

2点目は、登録住宅性能評価機関が交付する書面の略称を適合証から確認書に、法改正に伴い変更するものであります。

3点目は、住宅性能評価書の提出があった場合の手数料の金額を、確認書の提出があった場合のものと同じにするものでございます。これにより、住宅性能評価書の提出があった場合は減額となるものでございます。

3の施行期日は、法改正の施行日である令和4年2月20日としております。

2ページ以降に、新旧対照表及び参照条文を添付しておりますので、後ほど御参照をお願いいたします。説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、(5)の水戸市市民センターに関することについて、執行部から説明を願います。

白石参事兼市民生活課長。

○白石市民協働部参事兼市民生活課長 水戸市市民センターに関することにつきまして、市民生活課提出の資料により御説明をさせていただきます。

1の改正理由につきましては、移転改築を進めております新たな千波市民センターは本体工事が終了し、現在、外構工事を行っているところでございまして、来年の3月7日にオープンできる見通しが立ちましたことから、移転改築に伴い、千波市民センターの位置を変更するものでございます。

2の改正内容につきましては、千波市民センターの位置について、これまでの水戸市千波町1396番地の4を、水戸市千波町114番地の6に改めるものでございます。

3の施行期日につきましては、令和4年3月7日とし、また使用申請や許可などの準備行為に係る規定につきましては公布の日としてまいります。

2ページに新旧対照表を、3ページに参照条文を、4ページに新たな市民センターの位置図を掲載しておりますので、御参照願います。

以上で説明を終わりますが、この案件につきましては、第4回の水戸市議会定例会に議案として提案させていただき予定でございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 議案に係るのに総務環境委員会所管なんだけど、普通は全部、現場視察をやっているんだけど、そういうのは一切やらないの。

○高倉委員長 それは議案付託後に、もし予定があれば現場視察も。

○福島委員 だって、今まで法令では、新しい市民センターができるということは、他地区においてもこれは前例があるんだから、それぞれ議員の立場というのは、どういうものが新しく追加されたとか、どういふふうによくなったとか、今までよりもすばらしくなっていると思うので、それが妥当であるかないかという

のを審議するんだから、委員長、やっぱりきちんと、すぐ近くなんだから現場を見て、執行部が説明をするようにしてくれ。

○高倉委員長 まだ今、外構工事中ということで、そういう状況もありましたので、前回の所管施設視察みたいに行きたかったんですが、調整がちょっと足りなかったというのがあって。

○福島委員 だから、ある程度行かないと。この間の下入野健康増進センターも。

○高倉委員長 そうですね。

○福島委員 今日、午後から委員会にかけるから、その前に現場に行って、それで何か問題があれば、委員から指摘を受けて、直すなり、よりよくなりやらなきゃならないんだから、何も審議できめえ、現場が分からなければ。

○高倉委員長 協議させていただきます。

次に、(6)の指定管理者の指定に関することについて（水戸市民会館）について、執行部から説明を願います。

須藤新市民会館整備課長。

○須藤新市民会館整備課長 続きまして、指定管理者の指定に関することにつきまして、提出いたしました資料にて御説明いたします。

1の管理を行わせる公の施設の名称は、水戸市民会館でございます。

2の指定管理者となる団体の名称は、株式会社コンベンションリンケージでございます。

3の指定の期間は、令和4年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

資料の裏面を御覧ください。

参考資料といたしまして、水戸市民会館の指定管理者候補者に関する審査結果を添付いたしました。

1の候補者として選定した団体は、名称、株式会社コンベンションリンケージ、所在地、東京都千代田区三番町2番地、代表者、代表取締役、平位博昭でございます。

2の指定しようとする期間は、令和4年4月1日から令和10年3月31日までの6年間でございます。

3の候補者選定の経緯等でございますが、(1)選定方法は公募により団体を募り、1次審査として書類審査を行い、2次審査としてヒアリングを実施いたしました。

(2)応募団体は5団体で、申請順にアートシティみと共同事業体、株式会社コンベンションリンケージ、京成グループ・KPB共同事業体、共立・野村不動産パートナーズ共同事業体、水戸Commonプロジェクトでございまして、株式会社コンベンションリンケージ以外の4団体は共同事業体での応募でございました。

(3)1次審査合格者は、そのうち2団体でございました。

(4)経緯につきましては、指定管理者候補者選定委員会におきまして、利用者の平等利用の確保、施設の効用を最大限に発揮、管理に係る経費、管理を安定して行う能力、法人等の事務所の所在地及び市長等が必要と認める要件の基準に基づき、審査を行った結果、評価が高かった株式会社コンベンションリンケージを指定管理者の候補者として選定したものでございます。

4の審査項目、配点及び各団体の得点につきましては、表を御覧いただきまして、左から選定基準の項目、

配点、そして、2社の得点を得点順に記載しております。この表の一番下の合計欄を御覧ください。選定委員会委員1人につき150点満点で採点をいたしまして、合計900点満点と設定いたしました。株式会社コンベンションリンケージの得点は合計749点で1位となり、2位のB社は合計697点でございました。この結果、株式会社コンベンションリンケージを指定管理者の候補者として選定いたしました。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○高倉委員長 次に、(7)の指定管理者の指定に関することについて（水戸市下入野健康増進センター）について、執行部から説明を願います。

青山技監兼体育施設整備課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 指定管理者の指定に関することにつきまして、提出資料により御説明させていただきます。

初めに、1の管理を行わせる公の施設の名称につきましては、水戸市下入野健康増進センターでございます。

2の指定管理者となる団体の名称につきましては、公益財団法人水戸市スポーツ振興協会でございます。

3の指定の期間につきましては、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○高倉委員長 以上で、第4回定例会提出予定案件についての説明は終了いたしました。

この際、委員より資料請求がございましたら発言を願います。

なお、(6)と(7)については午後の特別委員会でもそれぞれ御説明いただくということになっておりますので、この(6)、(7)について資料請求等がありましたら、特別委員会のほうでお願いできたらと思います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、この件について終わります。

以上で、報告事項を終わります。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時22分 散会